

環境だより

環境に関する補助金制度

問合せ先
環境経済課

☎ 95-1613

制度	補助対象		補助金額
雨水利用補助金制度 雨水の有効利用や防災対策の観点から、雨水利用簡易貯留施設を設置される方に補助金を交付します。	一般家庭から排出される生ごみを処理する次の機器を大口町の販売店から購入する方に補助金を交付します。 たい肥化容器 容器の一部を埋め込むなどし、生ごみをたい肥化させる容器 生ごみ処理機 微生物を投入し、手動または電動でかくはんすることにより、生ごみの分解を促進させ、一部をたい肥等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器		下水道に接続し不要になった浄化槽を雨水利用簡易貯留施設に転用する方 当該清掃および工事に要する経費の2分の1の額とし、8万円を限度とします。(住宅1棟1基まで) 簡易貯留施設を新たに設置する方 当該設置の購入および工事に要する額の2分の1の額とし、2万5000円を限度とします。(住宅1棟2基まで)
スズメバチ類駆除補助金制度 大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度	町内の皆さんに危害を及ぼす恐れのあるスズメバチ類の被害を最小限にするため、スズメバチ類の営巣の駆除をおこなう方に補助金を交付します。	たい肥化容器を購入する場合 購入価格の2分の1の額とし、5000円を限度とします。 (1世帯2基まで) 生ごみ処理機を購入する場合 購入価格の2分の1の額とし、4万円を限度とします。 (1世帯1基まで)	共同住宅、アパート、コーポ、事業所は除きます
	公共下水道計画区域および農業集落家庭排水区域以外の区域において既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方。ただし、住宅の新築や全部の改修の方は除きます。	スズメバチ類の営巣を駆除することにより要した経費の2分の1の額とし、5000円を限度とします。 ※事前に町職員による確認が必要です	合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽によって限度額があります。 単独処理浄化槽 し尿のみを処理するもの 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理するもの